

議案第 66 号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- (2) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。